

序

はじめに

「序章 はじめ」には、計画の位置付けや役割、計画の目標年次や対象区域など計画の前提となる考え方を示します。

第1章 都市計画マスタープランとは

1 計画策定の背景と目的

平成17年11月の旧高岡市と旧福岡町の合併以降、本市では、旧市町で策定した2つの都市計画マスタープランにより都市づくりを進めてきました。またその間、県の都市計画区域マスタープランや市の総合計画の策定、人口減少、少子高齢化や北陸新幹線開業など、本市の都市計画を取り巻く情勢が大きく変化しています。

こうした背景を受け、新たな都市計画マスタープランでは、総合計画で掲げる将来像「市民創造都市 高岡」の実現に向けて、その将来像を支える「コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり」に取り組み、持続可能な都市づくりを目指すものです。

なお、その実現に当たっては、平成26年に創設された「立地適正化計画制度」を活用し、医療、福祉、商業などの都市機能や居住を誘導する区域と、その区域内へ誘導するための施策などを定める「高岡市立地適正化計画」を合わせて策定します。

■ 都市計画マスタープランの役割

●都市や地域の将来像を明らかにする

・都市や地域の将来像を明らかにし、市民、事業者、行政がそのビジョンを共有し、理解を深めることで、都市計画に基づく様々な施策への合意形成や事業への参画を容易にします。

●具体的な都市計画の決定・変更の指針とする

・具体的な都市計画の決定・変更及び県や関係自治体との協議・調整を行う際の指針とします。

●都市計画の総合性や一体性を確保する

・土地利用や都市施設の配置など、個々の都市計画の相互関係を調整し、総合性や一体性を確保します。

2 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、上位計画である「高岡市総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即しながら、長期的な都市づくりの方針を総合的・体系的に示す計画です。土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地開発事業など個々の都市計画は、関連する計画と連携・整合を図りながら、都市計画マスタープランに即して定めます。

なお、立地適正化計画は、都市全体を見渡しながらか都市計画マスタープランの中で掲げた将来都市構造の実現へ向けた考え方（誘導区域・施設）や取組（施策）を具体化する計画であり、都市計画法に基づく市の都市計画マスタープランの一部としての位置付けとなります。

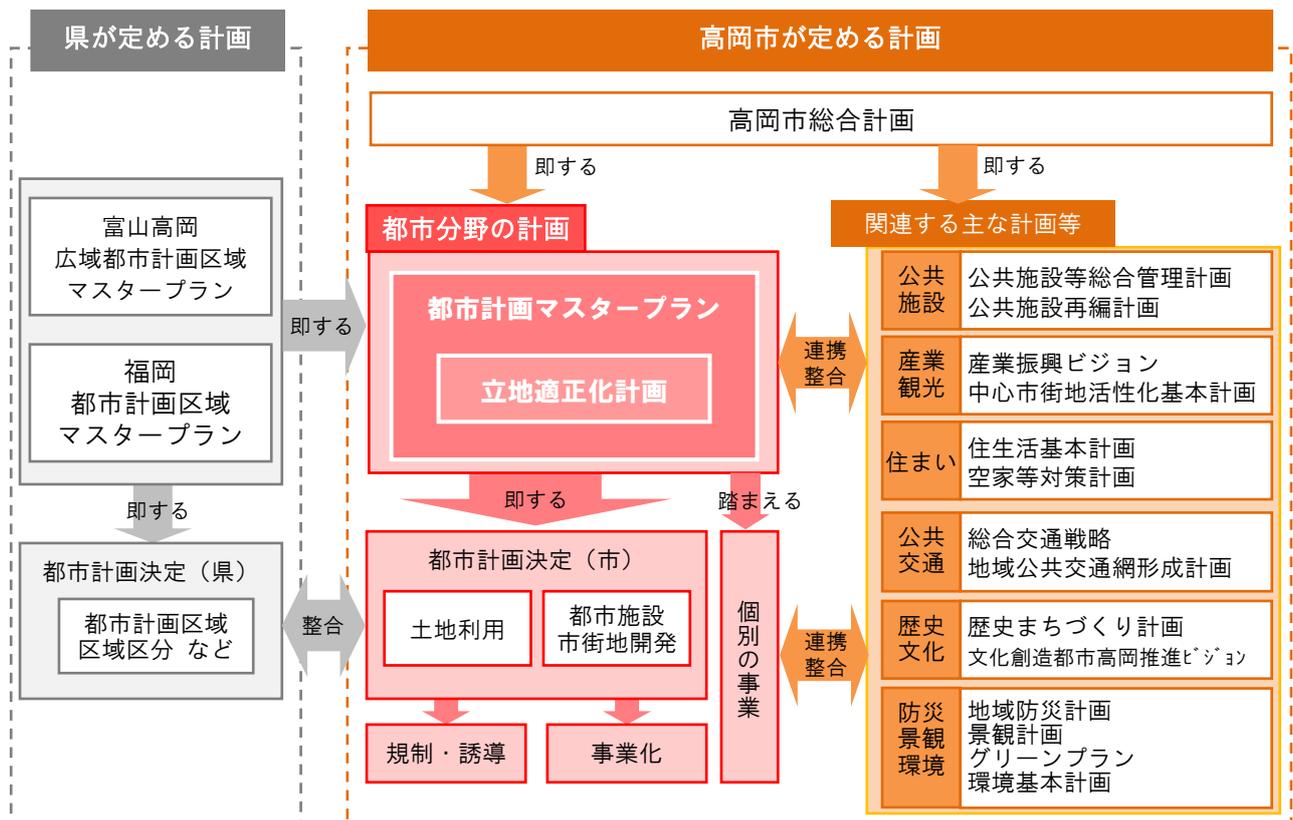


図 計画の位置付け

3 目標年次・対象区域・計画の構成

3-1. 目標年次

おおむね 20 年後の都市の姿を展望した将来像や将来都市構造を示すものであり、計画の目標年次を**平成 47 年**（2035 年）とします。

3-2. 対象区域

市全体を見渡した都市づくりの方向性を住民や事業者と共有するため、計画の対象区域は都市計画区域外も含めた**市全域**とします。

3-3. 都市計画マスタープランの構成

「はじめに」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の 4 編で構成します。

